



居宅介護支援（ケアマネージメント）

重要事項説明書

様

社会福祉法人 乙羽会
グリーンハウス国場指定居宅介護支援事業所
〒902-0075
那覇市国場326番地
TEL 098-851-9307

グリーンハウス国場指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

居宅介護支援のサービスにあたり、当事業所があなたに説明すべき事項は、次の通りです。

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	乙羽会 社会福祉法人
代 表 者 名	理事長 我喜屋宗重
所在地・連絡先	(所在地) 那覇市字国場326番地 (電話) 098-851-9301 (FAX) 098-851-9302

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	グリーンハウス国場指定居宅介護支援事業所
所在地・連絡先	(所在地) 那覇市字国場326番地 (電話) 098-851-9307 (FAX) 098-851-9353
事業所番号	4770103614
管理者の氏名	高嶺 由美子

(2) 事業所の職員体制

管理者 1人（介護支援専門員兼務）

①管理者は、事業所の介護支援専門員の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

②管理者は、事業所の介護支援専門員その他の従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

介護支援専門員 3人以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	那覇市・豊見城市・南風原町・八重瀬町・与那原町・西原町
------------	-----------------------------

※ その他の地域についても相談に応ずる。

(4) 営業日・営業時間等

営業日は、月曜日から金曜日とする。

ただし国民の祝日及び国民の休日、12月29日から1月3日および6月23日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 時間外および休日であっても、電話等により24時間対応可能な体制とする。

3 居宅介護支援サービスの提供方法、内容

- 1 利用者又は家族の相談は、原則利用者家族の希望する場所で行ない、事業所内においては相談室で対応するものとする。居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅介護サービス事業者等の名簿、サービス内容、利用料、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等の情報を提供し、利用者及びその家族のサービスの選択が可能となるように支援する。介護支援専門員は、原則利用者の自宅を訪問し、その有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の情報を収集し、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題を把握し、解決すべき課題に対応するための居宅サービス計画の原案を作成する。居宅サービス計画の原案の内容について、サービス担当者会議を開催して担当者から専門的見地からの意見を求めることとする。サービス担当者会議は、事業所の会議室や利用者の居宅その他適切と判断された場所において開催するものとする。居宅サービス計画の原案について、位置付けられたサービスの内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。モニタリングにあたっては、一月に一度以上利用者の居宅を訪問し、利用者に面談を行い、その結果を記録する。
- 2 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

4 費 用

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援については、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】

※1ヵ月のサービス利用料金

要介護1 ・ 要介護2	要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5
10,860 円	14,110 円

※その他（加算について）

初回加算	3000 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 や要介護状態区分が2区分以上変更された 場合に居宅サービス計画を作成する場合
特定事業所加算Ⅰ	5190 円	利用者に関する情報又はサービス提供に 当たっての留意事項に係る伝達等を目的 とした会議を定期的開催する。
特定事業所加算Ⅱ	4210 円	
特定事業所加算Ⅲ	3230 円	
特定事業所加算A	1140 円	

入院時情報連携加算Ⅰ	2500 円	入院の日から 3 日以内に病院の職員に必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算Ⅱ	2000 円	入院の日から 7 日以内に病院等の職員に必要な情報を提供した場合
通院時情報連携加算	500 円	1 月につき
退院・退所加算Ⅰ（イ）	4500 円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合
退院・退所加算Ⅰ（ロ）Ⅱ（イ）	6000 円	
退院・退所加算Ⅱ	7500 円	
退院・退所加算Ⅲ	9000 円	
ターミナルケアマネジメント加算	4000 円	24 時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	1/100	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

5 事業の目的と運営方針

（１） 事業の目的

高齢者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（２） 運営方針

- ① 要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとする。
- ② 利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択により、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行うものとする。
- ④ 関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努める。
- ⑤ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努める。
- ⑥ 前項のほか、「那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月 26 日条例第 50 号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（３） その他の事項

ア 利用者やその家族に対し、利用者は計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや、当該事業所を計画に位置付けた理由を求めることが可能であることを説明しました。

- イ 居宅介護支援サービスの提供にあたり、当事業所が前 6 ケ月間に作成した居宅サービス計画（ケアプラン）総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の記載された割合、並びに前 6 ケ月間に作成したケアプランに記載された訪問介護等の回数のうち同一のサービス事業者によって提供された割合は、下記の通りです。

全利用者に占めるサービスの利用割合

期間：令和 7 年 3 月 ～ 令和 7 年 8 月

サービスの種類	全利用者数 631 件	%
訪問介護	255 件	40.42%
通所介護	335 件	53.09%
地域密着型通所介護	6 件	0.95%
福祉用具貸与	497 件	78.77%

サービスの種類	訪問介護	通所介護	地域密着型通所介護	福祉用具貸与
紹介率第 1 位	訪問介護ステーショングリーンハウス長田	デイサービスセンターグリーンハウス長田	デイサービスセンター歩夢	株式会社ソーシャルサポート
%	33.34%	24.18%	50.00%	35.01%
紹介率第 2 位	ヘルパーステーション那覇	デイサービスセンターグリーンハウス	GENKI NEXT 那覇真地	シルバーサービス沖縄
%	12.16%	13.74%	50.00%	25.36%
紹介率第 3 位	ヘルパーステーションめかる	ゆいホーム空小緑		介護パートナー
%	9.81%	4.18%	%	7.65%

- ウ 従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所は、提供した居宅介護支援及びサービス計画に位置付けた、指定居宅サービス等に対する苦情を受け付ける窓口を設置して、迅速かつ適切に対応します

※事業所は、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組むものとする。相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知する。

苦情解決責任者	赤嶺 監勇 (地域密着型特別養護老人ホームグリーンハウス国場施設長)
苦情受付担当者	高嶺 由美子 (主任介護支援専門員)
ご利用時間	午前8時30分～午後5時30分 (月曜日～金曜日)
ご利用方法	電話 098-851-9307
	電話にて相談
	苦情箱設置
各市町村	・那覇市役所 (ちゃーがんじゅう課 包括グループ) 所在地：那覇市泉崎 1-1-1 (連絡先：098-862-9010)
	・沖縄県介護保険広域連合 (比謝缸複合施設 2 階) 所在地：読谷村字比謝缸 55 番地 (連絡先：098-911-7506)
沖縄県国民健康保険団体連合会	那覇市西 3 丁目 1 4 番 1 8 号
	電話 098-863-2321

7 事故発生時の対応について

事業者は、指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

8 個人情報の保護及び秘密の保持について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いに関するガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。

2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 事業者は、前項に定める秘密保持義務について、従業者の離職後もその秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めることとする。

4 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書で得ることとする。

9 利益収受の禁止等

1 事業者及び事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき指示を行わないものとする。

2 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示を行わないものとする。

3 事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

10 記録の整備について

事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。また、利用者またはその家族の求めに応じ、これを開示し、又はその複写物を交付するものとする。

11 高齢者虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の従業者による虐待（不必要と疑われる身体拘束を含む）を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村又は地域包括支援センターに通報するものとする。

12 認知症ケアについて

事業所は、認知症状のある利用者の個性を尊重するケアのため次の取組みをおこなうものとする。

- (1) 利用者に対する認知症ケアの方法等について、介護者に情報提供し、共に実践する。
- (2) 認知症に関する正しい知識やケアを習得し、専門性と資質向上を目的とした研修を実施する。

13 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

- (2) 居宅介護支援の提供の開始後、もし入院された場合、担当ケアマネジャーの氏名と当事業の連絡先を入院先医療機関に提供してください。
- (3) ご利用中の訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、訪問の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行ないます
- (4) 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
- (5) 事業所の職員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められた時は、これを提示する。
- (6) 障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等における、ケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携に努めます。
- (7) 職員研修の実施については、採用時研修を採用後1か月以内に実施し、その他継続研修については年1回以上実施する。

■担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、_____ですが、やむを得ない事由で
変更する場合は、事前に連絡を致します。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護
支援のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明・交付年月日： 令和 年 月 日

事業者	所在地	那覇市字国場 326 番地
	事業者（法人）名	社会福祉法人 乙羽会
	事業所名	グリーンハウス国場指定居宅介護支援事業所
	事業所番号	4770103614
	管理者氏名	高嶺 由美子

説明者	職 名	介護支援専門員
	氏 名	印

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受け、その内容を
同意の上、本書面を受領しました。

同意年月日： 令和 年 月 日

利用者本人	住 所	
	氏 名	印

(署名・法定) 代理人	住 所	
	氏 名	印